

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第10号

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大和市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

別表第1、1 使用料の表分べん介助料の項中「80,000円」を「100,000円」に、「120,000円」を「150,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

無痛分べん加算料	1件につき	150,000円
----------	-------	----------

別表第1、1 使用料の表新生児介補料の項中「5,000円」を「6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第10条の改正規定及び別表第1、1 使用料の表分べん介助料の項の次に1項を加える改正規定は令和6年4月1日から、その他の改正規定は同年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和市病院事業の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1、1 使用料の表無痛分べん加算料の項の規定は、令和6年4月1日以後に出産した分べんについて適用する。
- 3 新条例別表第1、1 使用料の表分べん介助料の項の規定は、令和6年7月1日以後に出産した分べんについて適用し、同日前に出産した分べんについては、なお従前の例による。